

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(開発許可の対象となる区域)</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第二十九条の九第一号から第五号までのいずれかに該当する区域又は同条第六号若しくは第七号に該当する区域として知事が別に定める区域を含まないものとする。</p> <p>一・二略</p> <p>2・3略</p>	<p>(開発許可の対象となる区域)</p> <p>第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、原則として、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五十八号)第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。</p> <p>一・二略</p> <p>2・3略</p>